

食品衛生法施行条例及び愛媛県ふぐ取扱者条例の一部を改正する条例新旧対照表

食品衛生法施行条例（平成12年3月24日条例第16号）の一部改正

第1条に係る部分

新	旧
<p>（措置の基準）</p> <p>第2条 法第50条第2項の公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（営業施設の基準）</p> <p>第3条 法第51条の営業の施設についての公衆衛生の見地から必要な基準（以下「施設基準」という。）は、別表第2から別表第4までのとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の際現に食品衛生法等の一部を改正する法律（平成15年法律第55号）第2条の規定による改正前の法第21条第1項の許可を受けて営業を営んでいる者のその営業の施設についての施設基準については、第3条の規定にかかわらず、当該許可の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1～8 省略</p> <p>9 食品衛生責任者の設置等</p> <p>(1) 政令第35条に規定する営業（法第48条第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業を除く。）を営む場合は、施設又はその部門ごとに従事者のうちから、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となる場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>10 省略</p>	<p>（措置の基準）</p> <p>第2条 法第19条の18第2項の公衆衛生上講ずべき措置に関し必要な基準は、別表第1のとおりとする。</p> <p>（営業施設の基準）</p> <p>第3条 法第20条の営業の施設についての公衆衛生の見地から必要な基準（以下「施設基準」という。）は、別表第2から別表第4までのとおりとする。</p> <p>附 則</p> <p>1 省略</p> <p>2 この条例の施行の際現に_____法第21条第1項の許可を受けて営業を営んでいる者のその営業の施設についての施設基準については、第3条の規定にかかわらず、当該許可の有効期間が満了するまでの間は、なお従前の例による。</p> <p>別表第1（第2条関係）</p> <p style="text-align: center;">公衆衛生上講ずべき措置の基準</p> <p>1～8 省略</p> <p>9 食品衛生責任者の設置等</p> <p>(1) 政令第5条に規定する営業（法第19条の17第1項の規定により食品衛生管理者を置かなければならない営業を除く。）を営む場合は、施設又はその部門ごとに従事者のうちから、食品衛生に関する責任者（以下「食品衛生責任者」という。）を置くこと。ただし、営業者が自ら食品衛生責任者となる場合は、この限りでない。</p> <p>(2)～(4) 省略</p> <p>10 省略</p>

新	旧
<p>別表第3（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">営業別施設基準</p> <p>1 飲食店営業  (1)～(5) 省略  (6) 法第52条第1項の食肉販売業の許可を受けた施設において自家製ソーセージ（原料肉に豚肉又は牛肉を用い、ケーシングに充てんした後、蒸煮又は湯煮により殺菌したものであって、異なる業者の手を経ることなく、直接消費者に販売するものをいう。）を調理する場合は、次に掲げる構造設備を設けていること。  ア～キ 省略</p> <p>2～10 省略</p> <p>11 食肉処理業  (1) 処理場には、荷受室、<u>とさつ放血室</u>、処理室、包装室及び冷蔵室又は冷蔵庫があり、それぞれ区画されており、各室に室名を標示すること。ただし、<u>とさつ放血</u>を行わない場合にあっては、<u>とさつ放血室</u>の設置を省略することができる。  (2) 省略  (3) 処理量に応じた数及び大きさの放血機、湯漬機<sup>せき</sup>、脱羽機、はく皮機、処理台（作業台を含む。）、細断機、冷却機等の必要な機械器具を設けていること。ただし、<u>とさつ放血</u>を行わない場合にあっては、放血機、湯漬機<sup>せき</sup>、脱羽機等の設置を省略することができる。  (4)～(7) 省略</p> <p>12 食肉販売業（包装した食肉を簡易な施設のみで販売する食肉販売業を除く。）  (1)・(2) 省略  (3) 鳥獣を<u>とさつし</u>、又は解体する場合は、別に解体室を設けていること。</p> <p>13～33 省略</p>	<p>別表第3（第3条関係）</p> <p style="text-align: center;">営業別施設基準</p> <p>1 飲食店営業  (1)～(5) 省略  (6) 法第21条第1項の食肉販売業の許可を受けた施設において自家製ソーセージ（原料肉に豚肉又は牛肉を用い、ケーシングに充てんした後、蒸煮又は湯煮により殺菌したものであって、異なる業者の手を経ることなく、直接消費者に販売するものをいう。）を調理する場合は、次に掲げる構造設備を設けていること。  ア～キ 省略</p> <p>2～10 省略</p> <p>11 食肉処理業  (1) 処理場には、荷受室、<u>と殺放血室</u>、処理室、包装室及び冷蔵室又は冷蔵庫があり、それぞれ区画されており、各室に室名を標示すること。ただし、<u>と殺放血</u>を行わない場合にあっては、<u>と殺放血室</u>の設置を省略することができる。  (2) 省略  (3) 処理量に応じた数及び大きさの放血機、湯漬機<sup>せき</sup>、脱羽機、はく皮機、処理台（作業台を含む。）、細断機、冷却機等の必要な機械器具を設けていること。ただし、<u>と殺放血</u>を行わない場合にあっては、放血機、湯漬機<sup>せき</sup>、脱羽機等の設置を省略することができる。  (4)～(7) 省略</p> <p>12 食肉販売業（包装した食肉を簡易な施設のみで販売する食肉販売業を除く。）  (1)・(2)省略  (3) 鳥獣を<u>と殺し</u>、又は解体する場合は、別に解体室を設けていること。</p> <p>13～33 省略</p>

新			旧		
別表第5（第6条関係）			別表第5（第6条関係）		
事務	名称	金額	事務	名称	金額
1 法第26条第1項の規定に基づく食品等の検査	食品等検査手数料	食品、添加物並びに器具及び容器包装の検査の項目ごとに29,560円を超えない範囲内において規則で定める金額	1 法第15条第1項の規定に基づく食品等の検査	食品等検査手数料	(1) 食品、器具及び容器包装の理化学試験の定性分析試験 1項目につき 3,000円 (2) 食品、器具及び容器包装の理化学試験の定量分析試験 1項目につき 5,000円 (3) 食品、器具及び容器包装の細菌試験 1項目につき 3,000円 (4) 添加物の規格試験 1件につき10,000円
2 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 露天屋台に係るもの 8,000円 (2) 露天引車に係るもの 4,000円 (3) その他に係るもの 16,000円	2 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく飲食店営業の許可の申請に対する審査	飲食店営業許可申請手数料	(1) 露天屋台に係るもの 8,000円 (2) 露天引車に係るもの 4,000円 (3) その他に係るもの 16,000円
3 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 削氷喫茶に係るもの 4,800円 (2) その他に係るもの 9,600円	3 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく喫茶店営業の許可の申請に対する審査	喫茶店営業許可申請手数料	(1) 削氷喫茶に係るもの 4,800円 (2) その他に係るもの 9,600円
4 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく菓子製造業の許可	菓子製造業許可申請手数料	(1) 今川焼のうち露天引車に係るもの 4,600円	4 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく菓子製造業の許可	菓子製造業許可申請手数料	(1) 今川焼のうち露天引車に係るもの 4,600円

新			旧		
の申請に対する審査		(2) 今川焼のうちその他に係るもの 9,200円 (3) その他に係るもの 14,000円	の申請に対する審査		(2) 今川焼のうちその他に係るもの 9,200円 (3) その他に係るもの 14,000円
5 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	14,000円	5 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づくあん類製造業の許可の申請に対する審査	あん類製造業許可申請手数料	14,000円
6 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	14,000円	6 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づくアイスクリーム類製造業の許可の申請に対する審査	アイスクリーム類製造業許可申請手数料	14,000円
7 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	21,000円	7 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく乳処理業の許可の申請に対する審査	乳処理業許可申請手数料	21,000円
8 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,000円	8 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく特別牛乳搾取処理業の許可の申請に対する審査	特別牛乳搾取処理業許可申請手数料	21,000円
9 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	21,000円	9 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく乳製品製造業の許可の申請に対する審査	乳製品製造業許可申請手数料	21,000円
10 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	9,600円	10 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく集乳業の許可の申請に対する審査	集乳業許可申請手数料	9,600円

新			旧		
11 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	(1) 簡易な冷蔵施設のみに係るもの 3,800円 (2) その他に係るもの 9,600円	11 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく乳類販売業の許可の申請に対する審査	乳類販売業許可申請手数料	(1) 簡易な冷蔵施設のみに係るもの 3,800円 (2) その他に係るもの 9,600円
12 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	21,000円	12 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく食肉処理業の許可の申請に対する審査	食肉処理業許可申請手数料	21,000円
13 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	9,600円	13 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく食肉販売業の許可の申請に対する審査	食肉販売業許可申請手数料	9,600円
14 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	21,000円	14 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく食肉製品製造業の許可の申請に対する審査	食肉製品製造業許可申請手数料	21,000円
15 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	9,600円	15 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく魚介類販売業の許可の申請に対する審査	魚介類販売業許可申請手数料	9,600円
16 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	魚介類せり売営業許可申請手数料	21,000円	16 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく魚介類せり売営業の許可の申請に対する審査	魚介類せり売営業許可申請手数料	21,000円
17 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	16,000円	17 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく魚肉ねり製品製造業の許可の申請に対する	魚肉ねり製品製造業許可申請手数料	16,000円

新			旧		
る審査			る審査		
18 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	21,000円	18 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく食品の冷凍又は冷蔵業の許可の申請に対する審査	食品の冷凍又は冷蔵業許可申請手数料	21,000円
19 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	21,000円	19 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく食品の放射線照射業の許可の申請に対する審査	食品の放射線照射業許可申請手数料	21,000円
20 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,000円	20 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく清涼飲料水製造業の許可の申請に対する審査	清涼飲料水製造業許可申請手数料	21,000円
21 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	14,000円	21 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく乳酸菌飲料製造業の許可の申請に対する審査	乳酸菌飲料製造業許可申請手数料	14,000円
22 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく氷雪製造業許可申請手数料の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	21,000円	22 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく氷雪製造業許可申請手数料の申請に対する審査	氷雪製造業許可申請手数料	21,000円
23 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく氷雪販売業許可申請手数料の申請に対する審査	氷雪販売業許可申請手数料	14,000円	23 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく氷雪販売業許可申請手数料の申請に対する審査	氷雪販売業許可申請手数料	14,000円
24 法第52条第1項及び	食用油脂	21,000円	24 法第21条第1項及び	食用油脂	21,000円

新			旧		
政令第35条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	製造業許可申請手数料		政令第5条の規定に基づく食用油脂製造業の許可の申請に対する審査	製造業許可申請手数料	
25 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	21,000円	25 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づくマーガリン又はショートニング製造業の許可の申請に対する審査	マーガリン又はショートニング製造業許可申請手数料	21,000円
26 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	16,000円	26 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づくみそ製造業の許可の申請に対する審査	みそ製造業許可申請手数料	16,000円
27 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく <sup>しょう</sup> 醤油製造業の許可の申請に対する審査	<sup>しょう</sup> 醤油製造業許可申請手数料	16,000円	27 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく <sup>しょう</sup> 醤油製造業の許可の申請に対する審査	<sup>しょう</sup> 醤油製造業許可申請手数料	16,000円
28 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	16,000円	28 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づくソース類製造業の許可の申請に対する審査	ソース類製造業許可申請手数料	16,000円
29 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	16,000円	29 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく酒類製造業の許可の申請に対する審査	酒類製造業許可申請手数料	16,000円
30 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基	豆腐製造業許可申	14,000円	30 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基	豆腐製造業許可申	14,000円

新			旧		
づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	請手数料		づく豆腐製造業の許可の申請に対する審査	請手数料	
31 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	14,000円	31 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく納豆製造業の許可の申請に対する審査	納豆製造業許可申請手数料	14,000円
32 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	14,000円	32 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づくめん類製造業の許可の申請に対する審査	めん類製造業許可申請手数料	14,000円
33 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	21,000円	33 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づくそうざい製造業の許可の申請に対する審査	そうざい製造業許可申請手数料	21,000円
34 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	21,000円	34 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく缶詰又は瓶詰食品製造業の許可の申請に対する審査	缶詰又は瓶詰食品製造業許可申請手数料	21,000円
35 法第52条第1項及び政令第35条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	21,000円	35 法第21条第1項及び政令第5条の規定に基づく添加物製造業の許可の申請に対する審査	添加物製造業許可申請手数料	21,000円
備考 法第52条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている者が当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の2の項から35の項までに掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に掲げる手数料の金額の100分の60に相当する金額とする。			備考 法第21条第1項の規定に基づき営業の許可を受けている者が当該営業の許可の有効期間満了に際し引き続き同一の営業の許可を受けようとする場合におけるこの表の2の項から35の項までに掲げる手数料の金額は、これらの項の規定にかかわらず、これらの項に掲げる手数料の金額の100分の60に相当する金額とする。		



新	旧
<p>（定義） 第 2 条 この条例で「ふぐ取扱者」とは、知事の免許を受けて、ふぐの毒性のある部分（食品衛生法（昭和22年法律第 233号）<u>第 6 条第 2 号</u>の規定により販売等を禁止されている部分をいう。以下「有毒部分」という。）を除去し、又はこれを除去して調理し、若しくは加工する業務に従事する者をいう。</p>	<p>（定義） 第 2 条 この条例で「ふぐ取扱者」とは、知事の免許を受けて、ふぐの毒性のある部分（食品衛生法（昭和22年法律第 233号）<u>第 4 条第 2 号</u>の規定により販売等を禁止されている部分をいう。以下「有毒部分」という。）を除去し、又はこれを除去して調理し、若しくは加工する業務に従事する者をいう。</p>